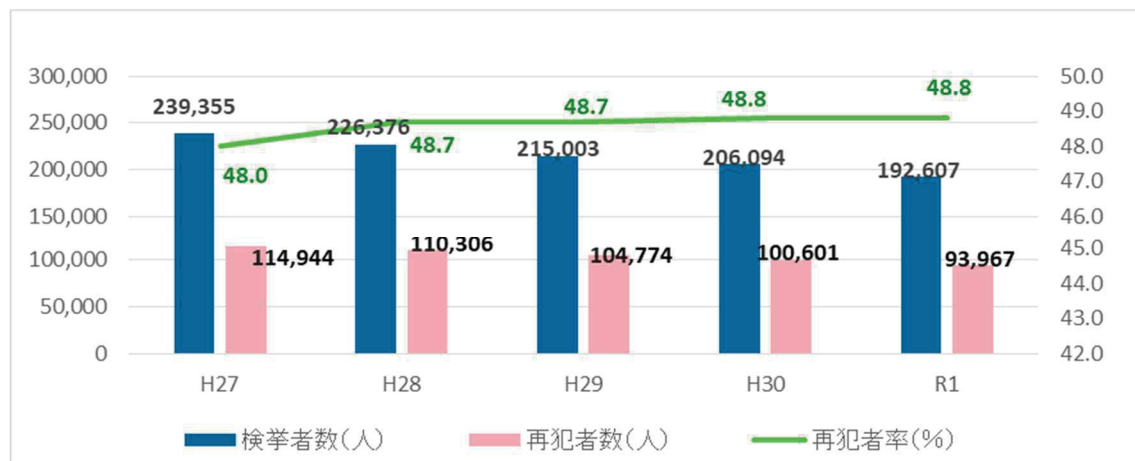


第2章 計画策定の背景

1 再犯者率等の推移

全国の刑法犯により検挙された再犯者は、平成18年の149,164人をピークに、その後は漸減状態にあり、令和元年には、93,967人となっています。一方で、初犯者の減少により、検挙者数もそれを上回るペースで減少しているため、再犯者率（検挙者数に占める再犯者数の割合）は5年間で0.8%上昇し、令和元年は48.8%となっています。

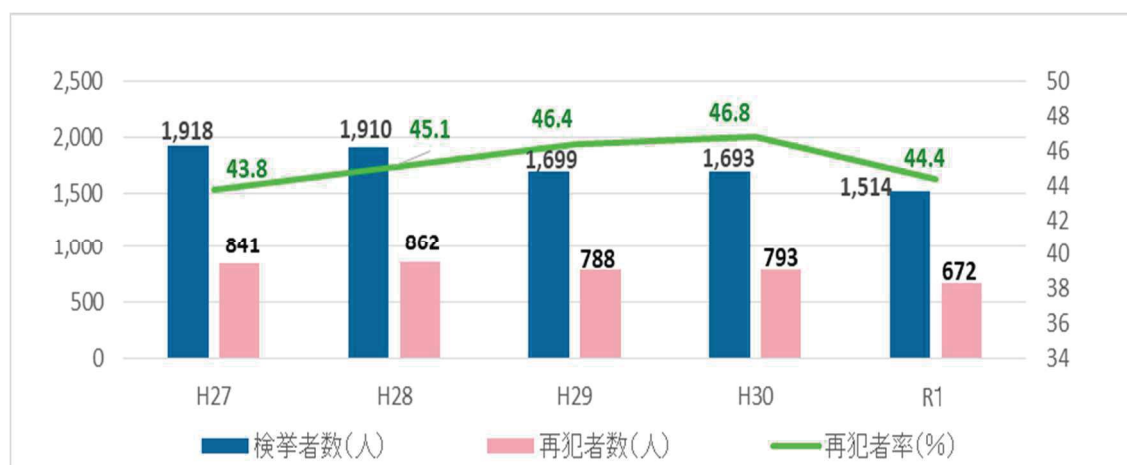
■全国における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移〈法務省〉



本県の刑法犯により検挙された再犯者は、平成27年の841人から令和元年の672人に減少しています。全国と同様、刑法犯検挙者がそれを上回り減少しており、再犯者率は年々上昇していましたが、令和元年は減少し44.4%となっています。

再犯者率は、全国より低いものの依然として、刑法犯検挙者のうち約4割以上が再犯者となっています。

■山形県における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移〈法務省〉



2 犯罪に関する現状

(1) 犯罪者の状況

① 刑法犯の犯罪種別

令和元年に県内で検挙された刑法犯 1,514 人のうち、凶悪犯（殺人、強盗等）は 11 人、粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝等）は 621 人、窃盗犯は 656 人、知能犯（詐欺、横領等）は 92 人、風俗犯（わいせつ罪等）は 23 人、その他（住居侵入、器物損壊等）が 111 人となっています。

刑法犯検挙者数は減少しており、特に窃盗犯の減少幅が大きくなっています。

■山形県の罪種別刑法犯検挙人員の比較 〈山形県警察〉

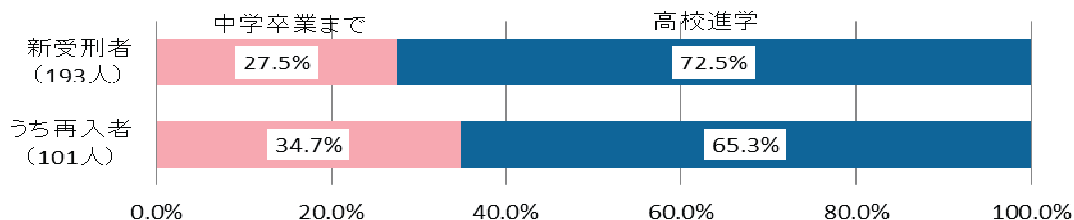
罪種	区分	山形県		
		H29	H30	R1
刑法犯総数		1,699	1,693	1,514
凶悪犯		17	13	11
粗暴犯		593	664	621
窃盗犯	侵入窃盗	40	39	39
	乗り物盗	41	33	26
	非侵入窃盗	767	732	591
知能犯		96	92	92
風俗犯		21	21	23
その他の刑法犯		124	99	111

② 犯罪者の高校進学率

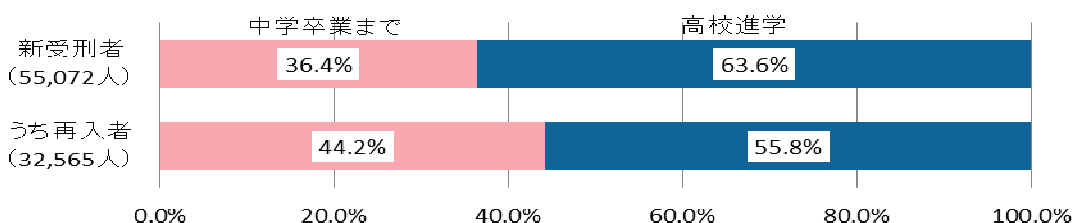
本県では、高校進学率が 98% を超え、中学校卒業生のほとんどが高等学校に進学する状況にあります。一方で、平成 29 年から令和元年までの本県に居住していた「新受刑者」（新たに刑務所等に入所した受刑者）の高校進学率は 72.5% となっており、このうち「再入者」の高校進学率は 65.3% とさらに低くなっています。

全国においても同様の傾向にあり、新受刑者の高校進学率は、63.6%、このうち再入者高校進学率は、55.8% となっています。

■山形県における入所受刑者の犯罪時の高校進学率（H29～R1 の合計）〈仙台矯正管区〉



■全国における入所受刑者の犯罪時の高校進学率（H29～R1 の合計）〈仙台矯正管区〉



(2) 再犯に係る状況

①高齢者の再犯の状況

本県における平成 29 年から令和元年までの高齢受刑者（65 歳以上）の再入者率（受刑者のうち再犯者の割合）は 60.9%であり、非高齢者の再入者率 49.7%に比べて 11.2 ポイント高くなっています。

全国においても同様の傾向にあり、非高齢者の再入者率 57.3%に対し、高齢者再入者率は 72.2%と、14.9 ポイント高くなっています。

■山形県における高齢者の再入者率の比較〈仙台矯正管区〉

山形県	H29	H30	R1	合計
非高齢者新受刑者(人) (A)	55	36	56	147
うち再入者(人) (B)	26	16	31	73
非高齢者再入者率 (B/A)	47.3%	44.4%	55.4%	49.7%
高齢者新受刑者(人) (C)	25	9	12	46
うち再入者(人) (D)	12	6	10	28
高齢者再入者率 (D/C)	48.0%	66.7%	83.3%	60.9%

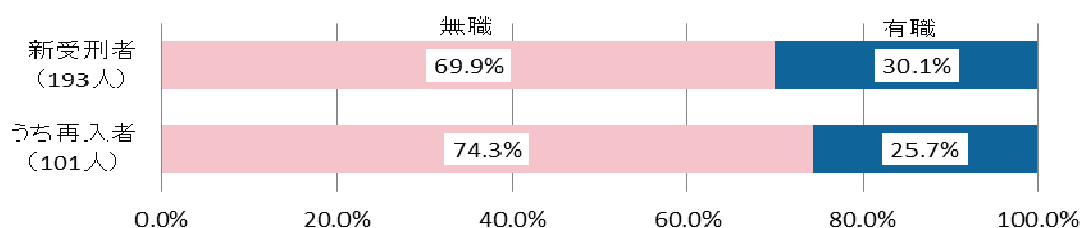
■全国における再入者率の比較〈仙台矯正管区〉

全国	H29	H30	R1	合計
非高齢者新受刑者(人) (A)	17,058	16,050	15,212	48,320
うち再入者(人) (B)	9,849	9,270	8,572	27,691
非高齢者再入者率 (B/A)	57.7%	57.8%	56.4%	57.3%
高齢者新受刑者(人) (C)	2,278	2,222	2,252	6,752
うち再入者(人) (D)	1,627	1,632	1,615	4,784
高齢者再入者率 (D/C)	71.4%	73.4%	71.7%	72.2%

②再犯時の就労状況等

平成 29 年から令和元年までの犯罪時に山形県に居住していた新受刑者のうち 69.9%が無職者となっています。このうち、再入者に占める無職者の割合は、74.3%となっており新受刑者全体と比べて 4.4 ポイント高くなっています。

■山形県の新受刑者の就労状況（H29～R1 の合計）〈仙台矯正管区〉



3 再犯防止に係る状況

(1) 再犯防止に係る支援施策の状況

犯罪をした者の社会復帰を支援する政府の施策は、保護観察等刑事司法手続きが中心で、満期出所者等刑事司法手続きを離れた者への支援策は少ない状況です。

■再犯防止に係る支援施策の状況

		満期釈放	仮釈放
高齢者又は障がいのある者等福祉的支援が必要な者	矯正施設収容中	特別調整(※1)	生活環境の調整(※2)
	矯正施設出所後	特別調整に基づくフォローアップ	保護観察による指導監督や補導援護
上記にあたらない者	矯正施設収容中	生活環境の調整	生活環境の調整
	矯正施設出所後	特別な支援はなく、一般の行政サービスの提供のみ	保護観察による指導監督や補導援護

更生緊急保護について

満期釈放者、起訴猶予者等、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた人で、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない等により援助や保護が必要な場合には、本人の申し出に基づいて、原則として6か月を超えない範囲で、更生緊急保護の措置を受けることができます。

(※1) 特別調整

矯正施設及び保護観察所において、高齢者又は障がいを有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするため、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について調整するもの

(※2) 生活環境の調整

刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先など帰住環境等を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すもの

(2) 保護司の状況

山形県の保護司定数 666 人に対する保護司の数は 630 人、充足率は 94.6%で、全国の保護司充足率 89.1%と比べて高くなっています。

保護司の平均年齢は、全国では横ばいであるのに対して、山形県の平均年齢は上昇傾向にあります。

■山形県の保護司の人数、充足率の推移（各年1月1日）



■保護司の平均年齢

	平成 29 年 9 月	平成 30 年 8 月	令和元年 8 月
山形県平均	65.2 歳	65.3 歳	65.4 歳
全国平均	65.2 歳	65.2 歳	65.2 歳

(3) 協力事業主の状況

山形県の協力事業主（※）は、令和元年 10 月 1 日現在 384 社で、前年から 6 社増えています。そのうち、実際に雇用している協力事業主は前年より大幅の増加したものの 15 社にとどまっています。

■山形県の協力事業主の状況

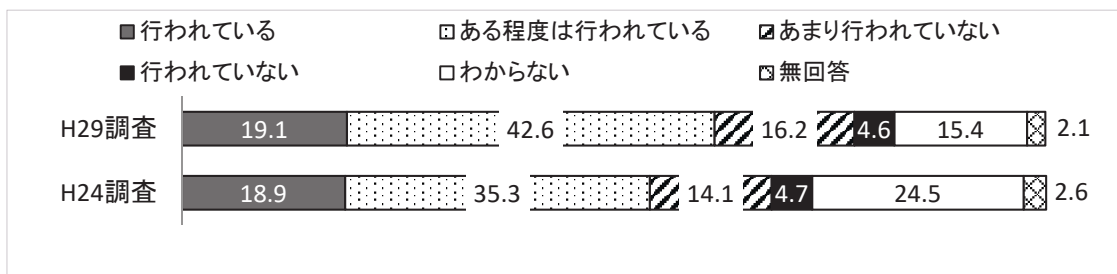
	平成 31 年 4 月 1 日現在			令和元年 10 月 1 日現在		
	協力事業主数	うち実際に雇用している協力事業主数	協力事業主に雇用されている出所者数	協力事業主数	うち実際に雇用している協力事業主数	協力事業主に雇用されている出所者数
山形県	378	6	8	384	15	20
全 国	22,472	945	1,473	23,316	1,556	2,231

※犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

(4) 地域のつながり

地域における住民同士の助け合いや支え合い等の活動状況について、平成 29 年に県内在住の満 20 歳以上の男女・個人 2,500 人を対象に実施したアンケート調査によると、「行われている」（19.1%）と「ある程度は行われている」（42.6%）を合わせた『行われている』は、61.7%（H29）となり、前回（H24）と比べ 7.5 ポイント上昇しています。

■地域における住民同士の助け合いや支え合い等の活動状況（H29 県政アンケート調査）



4 本県で実施した「地域再犯防止推進モデル事業」の実施状況

再犯防止の取組みの中で、福祉サービスの支援の対象とならない満期出所者への支援のあり方について検討するため、国（法務省）のモデル事業を活用して、満期出所者等の出所後の支援ニーズの把握を行うとともに、その社会復帰支援等の取組みを実施しました。

（１）支援ニーズの把握について

満期釈放予定者の中には、「特別調整」による支援もなく、釈放後の生活に不安を抱えながら出所する者が多くいます。

満期出所者等の支援ニーズの把握等を行うため、以下によりアンケート形式の調査（令和元年度再犯防止推進モデル事業実態調査）を実施しました。

①実態調査の概要

（ア）調査対象者

以下のすべての条件を満たす者を対象とする。

- （１）調査期間中に仙台矯正管区内の矯正施設に入所していること（少年院を除く）
- （２）特別調整を行っていないこと
- （３）刑期終了日が令和元年10月1日から令和3年3月31日までであること
- （４）山形県内への帰住を希望していること

（イ）調査方法

仙台矯正管区から管区内刑務所に調査対象者へのアンケート調査を依頼。上記の調査対象者に「アンケート用紙」を配付し、回答を得る。

（ウ）調査期間

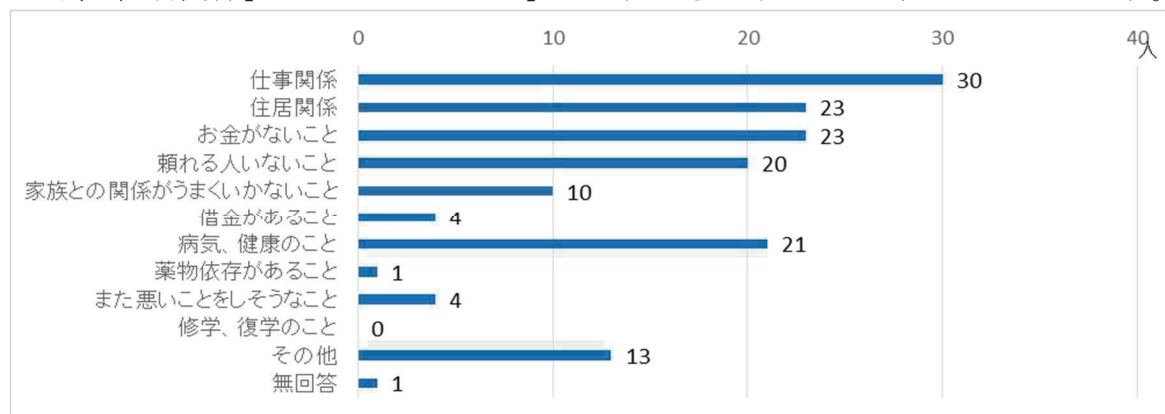
令和元年8月1日（木）から令和元年8月20日（火）まで

（エ）回答数 45人

②実態調査結果の概要

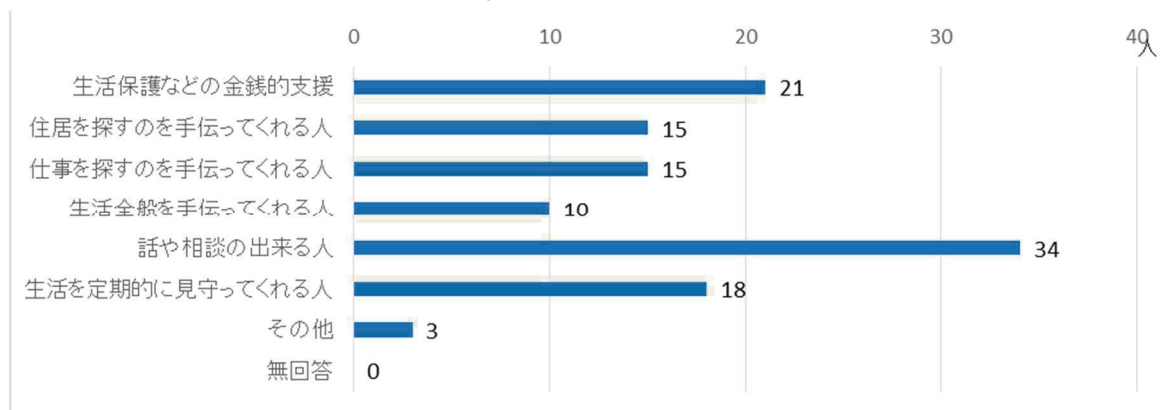
（ア）地域社会復帰にあたり不安に感じること

「社会復帰に際して不安なこと」は、「仕事関係」が30人で66.7%と最も多く、「住居関係」・「お金がないこと」がいずれも23人で51.1%となっています。



(イ) 社会に戻った後、再び犯罪をせずに自立した生活を送るために必要なこと

社会に戻ったあと、再び犯罪をせずに自立した生活を送るために必要なことについては、「話や相談できる人」という回答が 34 人で 75.6%と最も高く、「金銭的支援」が 21 人 (46.6%)、「住居」・「仕事」探しの支援が必要と回答した方は 15 人 (33.3%) となっています。



(2) 満期出所者等の社会復帰支援について

(1) の調査の結果、就労や住居の確保などの支援が必要と認められる者に対し、矯正施設入所中から出所後の生活環境調整を行い、出所後の地域生活への移行を支援しました。

支援にあたっては、帰住地市町村において、地域生活定着支援センターが中心となり、行政、警察、福祉関係者による「再犯防止のための連絡会議」が開催され、支援対象者の状況等に関する情報共有や見守りなどの具体的な支援活動なども行われています。

ただし、支援にあたって必要な個人情報の取り扱いについて、今後、矯正施設や保護観察所等と緊密に連携し、情報の共有のあり方などについて検討していく必要があります。

再犯防止のための連絡会議の開催状況（令和2年10月時点）

開催状況	上山市 令和2年2月12日以降2回開催 山形市 令和2年6月18日以降2回開催 米沢市 令和2年7月6日以降2回開催 天童市 令和2年7月21日以降2回開催 鶴岡市 令和2年8月25日開催
主な構成メンバー	市町村（福祉担当、住宅部門等）、保護観察所、市町村社協、民生委員児童委員、地域包括支援センター、ハローワーク、警察署、地域生活定着支援センター、県 ほか必要に応じて保護司、医療機関、保健所など